

令和6年度分から黒石市の国民健康保険税率が変わります

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分から構成され、被保険者一人ひとりの年齢や所得、加入月数などに応じて個別に計算し、その合計額が世帯の国民健康保険税となります。

この度、令和6年度分から国民健康保険税が下記のとおり変更となりますのでお知らせします。

《変更内容その1 資産割の廃止》

青森県で進めている保険料(税)水準統一計画の方針に合わせて、これまでの所得割・資産割・均等割・平等割の4方式による算定方式から、土地や家屋の固定資産税に対して課される資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式となります。

《変更内容その2 医療給付費分の均等割額・平等割額の引き下げ》

医療給付費分の均等割額が3,700円引き下げられ2万4,500円に、平等割額が3,100円引き下げられ2万3,000円となります。

《変更内容その3 後期高齢者支援金等分の課税限度額の引き上げ》

後期高齢者支援金等分に係る課税限度額が2万円引き上げられ24万円となります。

	令和5年度分まで		
	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割率	8.4%	1.9%	1.8%
資産割率	36.3%	8.8%	10.4%
均等割額	28,200円	6,700円	8,700円
平等割額	26,100円	5,800円	5,100円
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円



令和6年度分から		
医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
8.4%	1.9%	1.8%
廃止		
24,500円	6,700円	8,700円
23,000円	5,800円	5,100円
650,000円	240,000円	170,000円

医療給付費分：病気やけがをしたときの医療費等に充てられる費用
後期高齢者支援金等分：後期高齢者医療制度を支えるための費用
介護納付金分：介護が必要になったときの介護費用に充てられる費用（40歳以上65歳未満の方に課税）

所得割率：前年中の総所得金額等に対してかけられる税率
資産割率：当該年度固定資産税額（土地・家屋）に対してかけられる税率
均等割額：被保険者1人当たりにかかる税額
平等割額：被保険者世帯1世帯当たりにかかる税額

※遡って令和6年度よりも以前から国保を取得した場合は、令和5年度までの国保税は令和5年度分までの税率、令和6年度の国保税は、令和6年度分からの税率により税額を決定します。

◎令和7年度以降の税率については、青森県で進めている保険料(税)水準統一の進捗状況を踏まえながら、段階的に見直しをしていく予定です。

国民健康保険は、加入者の支え合いにより安心して医療を受けられる制度です。

安定した国民健康保険運営のために、国民健康保険税の納付につきまして、御理解、御協力をお願いいたします。